

基本規程〔審判〕改正(案)

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現行	改正案	理由
<p style="text-align: center;">第7章 審判</p> <p style="text-align: center;">第4節 審判員の義務</p> <p>〔義務〕</p> <p>第150条 審判員は、主審を行った試合の審判報告書を、その試合日を含む2日以内に、その試合の主催サッカー協会長あてに送付しなければならない。</p> <p>2. 審判員は、所定の講習、研修会等に参加し、自己の審判技術の向上に努め、積極的に審判活動を行わなければならない。</p> <p>3. <u>女性の審判員は、懐妊から産後1年を経過するまでの間は、所定の講習、研修会等の出席を免除される。</u></p> <p>第151条 <略></p>	<p style="text-align: center;">第7章 審判</p> <p style="text-align: center;">第4節 審判員の義務</p> <p>〔義務〕</p> <p>第150条 審判員は、主審を行った試合の審判報告書を、その試合日を含む2日以内に、その試合の主催サッカー協会長あてに送付しなければならない。</p> <p>2. 審判員は、所定の講習、研修会等に参加し、自己の審判技術の向上に努め、積極的に審判活動を行わなければならない。</p> <p>3. <u>傷病、妊娠等のため、審判活動を1年以上休止した審判員は、活動再開に際し、所定の講習、研修会等に出席しなければならない。</u></p> <p>第151条 <略></p>	<p>① 女性の産休のみならず、男女審判員の傷病による活動停止による対応に改正</p> <p>② 産後1年で復帰できない場合のケースに対応できるよう改正</p> <p>③ 1年以上休止した場合、その級に応じた、体力、審判技術が確保されているか確認する講習会等の出席を求めるよう改正</p>

第8節 審判指導者の義務

[義務]

第163条 審判指導者は、実施講習会、研修会にかかる報告書を、可及的速やかに派遣協会の審判委員会に送付しなければならない。

2. 審判指導者は、評価を行った審判員にかかる審判アセスメント報告書を、その試合日を含む2日以内に派遣協会の審判委員会に送付しなければならない。

3. 審判指導者は、所定の講習会、研修会等に参加し、自己の審判指導技術の向上に努め、積極的に活動を行わなければならない。

4. 女性の審判指導者は、懐妊から産後1年を経過するまでの間は、所定の講習会、研修会等は免除される。

第8節 審判指導者の義務

[義務]

第163条 審判指導者は、実施講習会、研修会にかかる報告書を、可及的速やかに派遣協会の審判委員会に送付しなければならない。

2. 審判指導者は、評価を行った審判員にかかる審判アセスメント報告書を、その試合日を含む2日以内に派遣協会の審判委員会に送付しなければならない。

3. 審判指導者は、所定の講習会、研修会等に参加し、自己の審判指導技術の向上に努め、積極的に活動を行わなければならない。

4. 傷病、妊娠等のため、審判指導活動を1年以上休止した審判指導者は、活動再開に際し、所定の講習、研修会等に参加しなければならない。

- ① 女性の産休のみならず、男女審判指導者の傷病による活動停止による対応に改正
- ② 産後1年で復帰できない場合のケースに対応できるよう改正
- ③ 1年以上休止した場合、その級に応じた、体力、審判指導技術が確保されているか確認する講習会等の出席を求めるよう改正